第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１　発達障害をめぐる状況

発達障害は他の障害と比べ、外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、発達障害者支援法が平成 17 年 4 月に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解も広がってきました。一方、発達障害者支援法の施行から 10 年以上が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成28年８月発達障害者支援法が改正されました。

本区では、平成 24 年７月に、発達障害者(児)のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。その後、継続した支援、関係機関との緊密な連携の強化、発達障害に関する普及啓発事業を推進するため、平成２６年７月、発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から大人まで切れ目のない支援を行うことができるよう、発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを令和 2 年 4 月に開設しました。その後も、地域の中核的な発達支援、地域支援を担う児童発達支援センターの拡充を目指し、令和 4 年度 4 月には、江戸川区篠崎児童発達支援センターが、令和６年４月には、葛西児童発達支援センターが開設されました。

2　発達障害支援の流れ

早期発見 → 相　談 → 支　援

乳幼児期

【健康サポートセンターの健診事業】
〇1 歳 6 か月児歯科健康診査時
「発達に関する質問票（日本語版 M-CHAT 短縮版８項目）」

【必要時】
・個別相談（心理相談員）
・集団指導

幼稚園・保育園

【気になる子の発見・支援のための事業】
〇乳幼児施設等巡回支援事業
（区・私立保育園・私立幼稚園
小規模保育所・認証保育所等）
〇専門家チーム派遣（区立幼稚園）
〇スクールソーシャルワーカー派遣
（区立幼稚園）
〇保育園発達支援コーディネーター配置
（区・私立保育園）

小学校・中学校

【各学校の対応】
〇特別支援教育コーディネーター(全校配置)
〇スクールカウンセラー派遣（全校配置）
〇校内委員会の実施

【学務課相談係】
〇就学相談
〇専門家チーム派遣
（区立小・中学校）

【教育研究所】
〇教育相談室の開設
（グリーンパレス教育相談室、西葛西教育相談室、南篠崎教育相談室）
〇スクールソーシャルワーカー派遣（全校巡回）

青年期以降

【健康サポートセンター】
〇保健師による相談
【障害者就労支援センター】
〇就労相談・支援
【地域活動支援センターⅠ型】
〇相談
〇就労支援（センターえどがわ、センターかさい、センターこまつがわにて、精神障害者就労支援事業を実施）

【発達障害相談センターの相談】（江戸川区発達相談・支援センター内）

【児童相談所はあとポート】　子どもに関するあらゆる相談

【民間事業所】児童発達支援

【児童発達支援センター】
◆江戸川区発達相談・支援センター内
児童発達支援センター
1 歳 6 か月児～就学前
〇障害児相談支援
〇個別療育
〇集団療育
〇保育所等訪問支援
◆江戸川区篠崎児童発達支援センター
◆江戸川区葛西児童発達支援センター
1 歳 6 か月児～就学前
〇障害児相談支援
〇児童発達支援
（個別療育、集団療育）
〇保育所等訪問支援

【区立事業所：育成室】
1 歳 6 か月児～就学前
〇個別療育
〇集団療育

【民間事業所】放課後等デイサービス

〇エンカレッジルームの設置
〇全小学校（66 校）
全中学校（32 校）
特別支援教室での巡回指導